

新	旧	備考
中小企業輸出代金保険約款 平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00029 沿革 <u>平成 26 年 9 月 24 日</u> 一部改正	中小企業輸出代金保険約款 平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00029 沿革 <u>平成 24 年 9 月 24 日</u> 一部改正	
第 1 章 総則 (この約款の内容) 第 1 条 この約款は、貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号。以下「法」という。）の規定に基づく<u>普通貿易</u>保険のうち、輸出者が中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年 7 月 20 日法律第 154 号）第 2 条第 1 項に定める中小企業者をいう。）又は資本金の額若しくは出資の総額が 10 億円未満の会社（中小企業者を除く。）である輸出契約に係るものの保険約款とする。	第 1 章 総則 (この約款の内容) 第 1 条 この約款は、貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号。以下「法」という。）の規定に基づく輸出<u>代金</u>保険のうち、輸出者が中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年 7 月 20 日法律第 154 号）第 2 条第 1 項に定める中小企業者をいう。）又は資本金の額若しくは出資の総額が 10 億円未満の会社（中小企業者を除く。）である輸出契約に係るものの保険約款とする。	
第 2 章 てん補の範囲 (てん補危険) 第 2 条 独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者が、輸出契約（<u>輸出契約のみに該当する場合のほか、この約款に基づく保険契約の締結後、当該輸出契約の内容の変更等により、当該一の契約に仲介貿易契約又は技術提供契約が含まれることとなった場合であって、仲介貿易契約に係る代金又は技術提供契約に係る技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供の対価が輸出契約に係る代金の額以下である場合を含む。ただし、特段の定めがない限り、保険契約の対象とはならない部分（以下「無付保部分」という。）を除く。以下同じ。）に基づいて輸出貨物を輸出した場合において、次の各号のいずれかに該当する事由によって当該輸出貨物の代金を回収することができないことにより受ける損失を、この約款の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</u> 一 外国において実施される為替取引（外貨交換及び外貨送金を含む。）の制限又は禁止 二 仕向国において実施される輸入の制限又は禁止 三 政府間合意に基づく債務繰延べ協定又は支払国に起因する外貨送金遅延	第 2 章 てん補の範囲 (てん補危険) 第 2 条 独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者が、輸出契約法第 2 6 条（<u>この約款に基づく保険契約の締結後、当該輸出契約の内容の変更により法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により、輸出契約とみなされるものとなったものを</u>含む。以下同じ。）に基づいて輸出貨物を輸出した場合において、次の各号のいずれかに該当する事由によって当該輸出貨物の代金を回収することができないことにより受ける損失を、この約款の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。 一 外国において実施される為替取引（外貨交換及び外貨送金を含む。）の制限又は禁止 二 仕向国において実施される輸入の制限又は禁止 三 政府間合意に基づく債務繰延べ協定又は支払国に起因する外貨送金遅延 四 為替の換算率にかかわらず現地通貨による決済をもってする	

新	旧	備考
四 為替の換算率にかかわらず現地通貨による決済をもってする債務の弁済を有効とする旨の支払国の法令の制定その他の外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を免除する措置又は決定 五 外国の政府、州政府又は地方公共団体による収用 六 外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を妨げる違法又は差別的な措置又は決定 七 国際連合その他の国際機関又は仕向国以外の国による経済制裁 八 本邦外において生じた次のいずれかに該当する事由 イ 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒擾又はゼネラルストライキ ロ 暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、噴火、津波、人為的でない火災その他の自然現象による災害 ハ 原子力事故 ニ 輸送の途絶 九 前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由（保険契約締結の当時取得することを必要とした輸入許可又は為替の割当を取得できないこと及び保険契約締結の当時取得していた輸入許可の効力に付されていた条件又は期限により輸入許可が効力を失ったことを除く。）であって、輸出契約の当事者の責めに帰することができないもの 十 輸出契約の相手方についての破産手続開始の決定（破産手続開始の決定の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。） 十一 輸出契約の相手方の３月以上の債務の履行遅滞（被保険者の責めに帰することができないものに限る。）	債務の弁済を有効とする旨の支払国の法令の制定その他の外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を免除する措置又は決定 五 外国の政府、州政府又は地方公共団体による収用 六 外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を妨げる違法又は差別的な措置又は決定 七 国際連合その他の国際機関又は仕向国以外の国による経済制裁 八 本邦外において生じた次のいずれかに該当する事由 イ 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒擾又はゼネラルストライキ ロ 暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、噴火、津波、人為的でない火災その他の自然現象による災害 ハ 原子力事故 ニ 輸送の途絶 九 前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由（保険契約締結の当時取得することを必要とした輸入許可又は為替の割当を取得できないこと及び保険契約締結の当時取得していた輸入許可の効力に付されていた条件又は期限により輸入許可が効力を失ったことを除く。）であって、輸出契約の当事者の責めに帰することができないもの 十 輸出契約の相手方についての破産手続開始の決定（破産手続開始の決定の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。） 十一 輸出契約の相手方の３月以上の債務の履行遅滞（被保険者の責めに帰することができないものに限る。）	
第３章 損失額及びてん補責任額 (損失額) 第３条 前条のてん補危険の損失額とは、保険価額のうち、前条各号のいずれかに該当する事由により被保険者が決済期限（前条第11号に該当する事由によるときは、決済期限から３月を経過した時）までに回収することができない代金の額から次の各号の金額	第３章 損失額及びてん補責任額 (損失額) 第３条 前条のてん補危険の損失額とは、保険価額のうち、前条各号のいずれかに該当する事由により被保険者が決済期限（前条第11号に該当する事由によるときは、決済期限から３月を経過した時）までに回収することができない代金の額から次の各号の金額	

新	旧	備考
を控除した残額をいう。 一 被保険者が<u>輸出契約に基づいて代金を回収することができなくなった貨物（以下「代金回収不能貨物」という。）を処分することにより取得した金額から、当該金額を上限としてその処分に要した費用を控除した残額</u> 二 前号に掲げるもののほか、被保険者が<u>第13条第1項又は第2項の規定による損失の防止軽減義務を履行するため、賠償請求権又は保証債務履行請求権の行使その他一切の合理的措置を講ずることにより取得した金額（延滞利息を除く。）</u> 三 <u>日本貿易保険が第12条第2項又は第3項の規定に基づき権利行使等の委任を受けた権利を行使して取得した金額（延滞利息を除く。）</u> 四 前3号に掲げるもののほか、第2条の規定に基づき日本貿易保険がてん補する責に任ずる事由の発生により、被保険者が支出を要しなくなった金額	を控除した残額をいう。 一 被保険者が<u>第13条第1項の規定による輸出貨物の処分により取得した金額</u>からその処分に要した費用を控除した残額 二 前号に掲げるもののほか、被保険者が<u>同条第1項又は第2項の規定による損失の防止軽減義務を履行するため、賠償請求権又は保証債務履行請求権の行使その他一切の合理的措置を講ずることにより取得した金額（延滞利息を除く。）から、当該金額を上限としてその履行のために要した費用又は要すべき費用を控除した残額</u> 三 前2号に掲げるもののほか、第2条の規定に基づき日本貿易保険がてん補する責に任ずる事由の発生により、被保険者が支出を要しなくなった金額	
（てん補責任額） 第4条 日本貿易保険がてん補すべき額は、前条の規定に基づき算出した損失額から次の各号に掲げる額を控除した残額に100分の95を乗じて得た額とする。 一 被保険者が第13条第1項又は第2項の規定による<u>損失の防止軽減義務</u>の履行を怠った場合、被保険者がその義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる金額又は賠償若しくは保証債務の履行を受けることができたと認められる金額 二 略	（てん補責任額） 第4条 日本貿易保険がてん補すべき額は、前条の規定に基づき算出した損失額から次の各号に掲げる額を控除した残額に100分の95を乗じて得た額とする。 一 被保険者が第13条第1項又は第2項の規定による義務の履行を怠った場合、被保険者がその義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる金額又は賠償若しくは保証債務の履行を受けることができたと認められる金額 二 略	
（免責） 第5条 日本貿易保険は、第16条第4項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。 一～六 略	（免責） 第5条 日本貿易保険は、第16条第3項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。 一～六 略	
（保険金不払、保険金返還） 第6条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若し	（保険金不払、保険金返還） 第6条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若し	

新	旧	備考
くは一部を返還させることができる。 一 被保険者等の過失（重大な過失を除く。）により損失が生じたとき 二 被保険者等が故意又は過失により、事実を告げなかったとき又は真実でないことを告げたとき 三 輸出契約が無効であったとき 四 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき	くは一部を返還させることができる。 一 被保険者等の過失（重大な過失を除く。）により損失が生じたとき。 二 被保険者等が故意又は過失により、事実を告げなかったとき又は真実でないことを告げたとき。 三 輸出契約等が無効であったとき。 四 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき。	
（保険契約の解除） 第7条 日本貿易保険は、第16条第2項、第17条第4項及び第6項並びに第18条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。 一 保険契約者又は被保険者が、輸出契約に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定に違反したとき 二 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき	（保険契約の解除） 第7条 日本貿易保険は、第16条第1項、第17条第2項、第3項及び第9項並びに第18条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。 一 保険契約者又は被保険者が、輸出契約に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定に違反したとき。 二 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき。	
2 この約款に特別の定めがない限り、前項の規定による解除その他の保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じる。	2 この約款に特別の定めがない限り、前項の規定による解除その他の保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じる。	
3 保険契約者は、次条第1項に規定する保険責任の開始日前に第2条各号のいずれかに該当する事由（保険契約者が保険契約の当時存在することを知っていた事由を除く。）が生じたことを知ったときは、日本貿易保険に遅滞なく当該事実を書面で通知した場合に限り、保険契約を解除することができるものとし、この場合、保険契約は締結の日にさかのぼって効力を失うものとする。	3 保険契約者は、次条第1項に規定する保険責任の開始日前に第2条各号のいずれかに該当する事由（保険契約者が保険契約の当時存在することを知っていた事由を除く。）が生じたことを知ったときは、日本貿易保険に遅滞なく当該事実を書面で通知した場合に限り、保険契約を解除することができるものとし、この場合、保険契約は締結の日にさかのぼって効力を失うものとする。	
第8条 （略）	第8条 （略）	
第4章 保険契約者又は被保険者の義務 第9条～第11条 （略）	第4章 保険契約者又は被保険者の義務 第9条～第11条 （略）	
（損失等発生のお知らせ義務） 第12条 被保険者は、決済期限までに輸出契約に基づく債務が履行されないときは、当該決済期限から原則として<u>45日</u>以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知（以下「損失等発生通知」という。）しなければならない。	（損失等発生のお知らせ義務） 第12条 被保険者は、決済期限までに輸出契約に基づく債務が履行されないときは、当該決済期限から原則として<u>1月</u>以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知（以下「損失等発生通知」という。）しなければならない。	
2 被保険者は、前項の通知にあわせて、輸出契約（無付保部分を含む。）に係る債権について、<u>代金、延滞利息、損害賠償金又は違約金その他これらに類する金銭を回収するため権利行使等をす</u>	2 被保険者は、前項の通知にあわせて、輸出契約に係る債権について日本貿易保険が委任する第三者に履行請求を行わせるため、<u>日本貿易保険に対し、当該債権に係る権利行使等の委任を申し込</u>	

新	旧	備考
る権限の委任（以下「 <u>権利行使等の委任</u> 」という。）を申し込むことができ、 <u>日本貿易保険は、当該権利行使等を自ら行う必要を認めたときは、これに応じる。</u>	むことができる。	
3 日本貿易保険は、損失等発生通知を受けた後保険金を請求する前において、輸出契約に係る債権の行使を自ら行う必要を認めたときは、被保険者から当該債権に係る権利行使等の委任を受けることを申し込むことができる。この場合において、被保険者は、合理的理由があるときを除き、当該申込みに応じなければならない。	3 日本貿易保険は、損失等発生通知を受けた後保険金を請求する前において、輸出契約に係る債権の行使を自ら行う必要を認めたときは、被保険者から当該債権に係る権利行使等の委任を受けることを申し込むことができる。この場合において、被保険者は、合理的理由があるときを除き、当該申込みに応じなければならない。	
4 <u>前2項の規定により、権利行使等の委任がなされた場合、回収につき、第26条（ただし、同条第1項から第3項までを除く。）及び第27条を準用する。</u>		
（損失の防止軽減等の義務） 第13条 被保険者は、 <u>日本貿易保険が貿易保険共通運用規程（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00058。以下「共通運用規程」という。）に定める時から、第12条第2項若しくは第3項又は第26条第1項に規定する権利行使等の委任を行うまでの間（保険金支払までに当該権利行使等の委任が行われない場合は保険金支払までの間をいう。以下、本条において同じ。）損失を防止軽減するため、他の債権におけるのと同じの注意をもって一切の合理的措置を講ずる義務を負う。</u>	（損失の防止軽減等の義務） 第13条 被保険者は、損失を防止軽減するため、他の債権における <u>注意と同様の注意をもって一切の合理的措置を講じなければならない。</u>	
2 被保険者は、損失の全部又は一部の賠償又は保証債務の履行を受けることができる場合、 <u>前項に基づき、その賠償請求権又は保証債務履行請求権の行使又は保全に必要な手続を怠ってはならない。</u>	2 被保険者は、損失の全部又は一部の賠償又は保証債務の履行を受けることができる場合、その賠償請求権又は保証債務履行請求権の行使又は保全に必要な手続を怠ってはならない。	
3 <u>被保険者は、第1項に定める期間において、回収に要した費用を負担する。ただし、回収費用の負担については、第29条の規定によるものとする。</u>	3 <u>前2項の規定は、前条第2項又は第3項の規定により被保険者が権利行使等の委任を行った場合には適用しない。</u>	
	4 <u>日本貿易保険は、被保険者が第1項及び第2項の規定による義務の履行のために要した費用を、当該費用又はその義務の履行によって取得した金額のうちいずれか少ない金額に100分の95を乗じて得た金額を限度として負担する。ただし、日本貿易保険が必要と認めたときは、その限度を超えて負担することがある。</u>	

新	旧	備考
(入金の通知義務) 第14条 被保険者は、第12条の規定に基づき損失等発生通知を行った後、保険金の<u>支払の請求前</u>に回収した金額があるときは、当該金額の入金のあった日から1月以内、かつ、保険金請求前にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。	(入金の通知義務) 第14条 被保険者は、第12条の規定に基づき損失等発生通知を行った後、保険金の<u>支払を請求する以前</u>に回収した金額があるときは、当該金額の入金のあった日から1月以内、かつ、保険金請求前にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。	
(調査に応ずる義務) 第15条 保険契約者又は被保険者は、日本貿易保険が代金の決済状況その他輸出貨物、輸出契約又は代金に関し、調査、報告若しくは資料の提出を求めた場合又は輸出契約に関する帳簿書類、輸出貨物その他の物件を調査しようとした場合には、これに応じなければならない。	(調査に応ずる義務) 第15条 保険契約者又は被保険者は、日本貿易保険が代金の決済状況その他輸出貨物、輸出契約又は代金に関し、調査、報告若しくは資料の提出を求めた場合又は輸出契約に関する帳簿書類、輸出貨物その他の物件を調査しようとした場合には、これに応じなければならない。	
2 被保険者は、日本貿易保険が輸出貨物、輸出契約又は代金に関し、輸出契約の相手方に対し、調査、報告又は資料の提出を求めることが必要と認めた場合、当該調査、報告又は資料の提出が円滑に行われるよう日本貿易保険に協力しなければならない。	2 被保険者は、日本貿易保険が輸出貨物、輸出契約又は代金に関し、輸出契約の相手方に対し、調査、報告又は資料の提出を求めることが必要と認めた場合、当該調査、報告又は資料の提出が円滑に行われるよう日本貿易保険に協力しなければならない。	
3 被保険者は、第28条第<u>2項</u>及び第<u>4項</u>の規定により納付すべき金額に係る債権の保全上の必要に基づいて、日本貿易保険が業務若しくは資産の状況に関し、調査、報告若しくは資料の提出を求めた場合又は業務若しくは資産の状況に関する帳簿書類その他の物件を調査しようとした場合には、これに応じなければならない。	3 被保険者は、第28条第<u>5項</u>から第<u>7項</u>までの<u>各項</u>の規定により納付すべき金額に係る債権の保全上の必要に基づいて、日本貿易保険が業務若しくは資産の状況に関し、調査、報告若しくは資料の提出を求めた場合又は業務若しくは資産の状況に関する帳簿書類その他の物件を調査しようとした場合には、これに応じなければならない。	
(告知義務違反) 第16条 保険契約締結の当時、被保険者が損失を受けるおそれのある重要な事実<u>(以下「告知事項」という。)</u>がある場合には、<u>保険契約者又は被保険者は、日本貿易保険にこれを告げなければならない。</u>	(告知義務違反) 第16条 保険契約締結の当時、被保険者等が損失を受けるおそれのある重要な事実<u>のあることについて、故意又は過失によって、日本貿易保険にこれを告げず、又は真実でないことを告げたときは、日本貿易保険は、保険契約を解除することができる。</u>	
<u>2 告知事項について、保険契約者又は被保険者が故意又は過失によって、日本貿易保険にこれを告げず、又は真実でないことを告げたときは、日本貿易保険は、保険契約を解除することができる。</u>		
<u>3</u> 前項の規定による解除権は、日本貿易保険が解除の原因を知った日から2月間行使しないときは、消滅する。	<u>2</u> 前項の規定による解除権は、日本貿易保険が解除の原因を知った日から2月間行使しないときは、消滅する。	
<u>4</u> 被保険者に損失が発生した後に日本貿易保険が第<u>2項</u>に基づいて保険契約を解除した場合においても、日本貿易保険は当該損失	<u>3</u> 被保険者に損失が発生した後に日本貿易保険が第<u>1項</u>に基づいて保険契約を解除した場合においても、日本貿易保険は当該損失	

新	旧	備考
をてん補する責めに任じない。ただし、当該損失が、<u>告知事項に基づいて発生したものではない場合は、この限りでない。</u>	をてん補する責めに任じない。ただし、当該損失が、<u>第1項に規定する損失を受けるおそれのある重要な事実に基づいて発生したものではない場合は、この限りでない。</u>	
(輸出契約の内容の変更等) 第17条 被保険者が輸出契約又は代金に関し、次の各号のいずれかに該当する変更（以下「<u>重大な内容変更等</u>」という。）を行った場合であって、<u>保険契約の変更を希望するときは、別に定める内容変更等通知期限（以下「内容変更等通知期限」という。）までにその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</u> - 一 証券記載の船積期日の3月を超える延期 - 二 代金の決済条件の変更 - 三 相手方、支払人又は保証人の変更 - 四 仕向国、支払国又は保証国の変更 - 五 輸出貨物の変更 - 六 代金の増額（当初又は次項に規定する<u>保険契約変更後の代金の額からの増加額の累計が当初又は当該保険契約変更後の代金の額の10%以上となった場合に限る。</u>）	(輸出契約の内容の変更) 第17条 被保険者が輸出契約又は代金に関し、次の各号のいずれかに該当する変更を加えたときは、<u>当該変更の日から1月以内かつ第8条第2項に定める保険責任の終了日までにその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</u> - 一 証券記載の船積期日の3月を超える延期 - 二 代金の決済条件の変更 - 三 相手方、支払人又は保証人の変更 - 四 仕向国、支払国又は保証国の変更 - 五 輸出貨物の変更 - 六 代金の増額（当初又は次項に規定する<u>承認後の代金の額の増加の累計が当初又は当該承認後の代金の額の5%以上となった場合に限る。</u>）	
<u>2 日本貿易保険は、前項に規定する通知を受けた場合には、当該通知内容に従って、別に定める保険契約変更効力発生日（以下「保険契約変更効力発生日」という。）をもって、保険契約を変更する。ただし、内容変更等通知期限の翌日以降に通知を受けた場合、日本貿易保険は、保険契約を変更しない。保険契約を変更する場合、日本貿易保険は、保険契約変更効力発生日以降、重大な内容変更等を行った後の輸出契約又は代金について、変更後の保険契約に基づきてん補責任を負うものとし、保険契約変更効力発生日前に発生した第2条各号のいずれかに該当する事由によって生じた損失のうち、当該重大な内容変更等の変更事項に基づいて生じた損失をてん補する責めに任じない。また、被保険者が重大な内容変更等を行った場合であっても、前項に規定する通知が行われず、保険契約が変更されていない場合は、日本貿易保険は、第2条各号のいずれかに該当する事由によって生じた損失のうち、当該重大な内容変更等の変更事項に基づいて生じた損失をてん補する責めに任じない。</u>		

新	旧	備考
<u>3 前2項の規定にかかわらず、重大な内容変更等を行った後の輸出契約又は代金が、中小企業輸出代金保険運用規程（平成17年4月1日 05-制度-00031）第16条第1項に定める要件を満たさないときは、被保険者は、第1項に規定する通知を行うにあたって、事前に日本貿易保険に対して申請（以下「承認申請」という。）を行い、日本貿易保険の承認を得なければならない。</u>		
<u>4 日本貿易保険は、前項に規定する承認申請を受けたときには、保険契約を解除することができる。また、被保険者が前項に従い日本貿易保険の承認を得なければならない場合において、承認を得るまでに第1項に規定する通知が行われたときも同様とする。</u>	<u>2 日本貿易保険は、前項に規定する通知を受けたときには、保険契約を解除することができる。ただし、日本貿易保険が書面で承認したときは、この限りではない。</u>	
<u>5 第3項に規定する承認申請に対して日本貿易保険が行う承認は、その承認の日から6月まで（ただし、内容変更等通知期限が先に到来する場合は、内容変更等通知期限まで。）を有効期間とし、被保険者は、第1項に規定する通知を行う場合には、当該有効期間内に行わなければならない。ただし、当該承認は、日本貿易保険が当該重大な内容変更等と同一の変更事項について新たな承認申請を受け、改めて承認を行ったときは、失効する。</u>		
<u>6 日本貿易保険は、第3項に規定する承認申請に対し承認を行う場合、これに条件を付けることができる。被保険者は、当該条件が成就していない間は、第1項に規定する通知を行うことはできない。当該条件が成就していないにもかかわらず、被保険者が第1項に規定する通知を行ったときには、日本貿易保険は、保険契約を解除することができる。</u>	<u>3 前項の承認に条件を付けた場合であって、当該案件が成就されないときには、日本貿易保険は、保険契約を解除することができる。</u>	
<u>7 第4項の規定に基づく保険契約の解除は、第3項に規定する承認申請を受けた時又は第1項に規定する通知を受けた時から、前項の規定に基づく保険契約の解除は、第1項に規定する通知を受けた時から、それぞれ将来にわたってのみ効力を生じる。</u>	<u>4 前2項及び第9項の規定に基づく解除は、第1項に規定する変更（以下「重大な内容変更」という。）があった時から将来にわたってのみ効力を生じる。</u>	
	<u>5 日本貿易保険は、被保険者が第1項に規定する通知を怠った場合、重大な内容変更があった時から、保険契約は効力を失ったものとみなすことができる。</u>	
	<u>6 被保険者は、重大な内容変更を行おうとするときは、日本貿易保険に対し書面による事前の承認を求めることができる。</u>	
	<u>7 被保険者は、前項の日本貿易保険の承認に基づいて重大な内容</u>	

新	旧	備考
	<u>変更を行うときは、当該承認の日から6月以内に行わなければならない。</u>	
	<u>8 前2項に従って重大な内容変更を行った場合は、第2項から第4項までの規定は適用しない。</u>	
	<u>9 日本貿易保険は、第6項の承認に条件を付けた場合であって、当該条件が成就されていないにもかかわらず、第1項の通知があったときには、保険契約を解除することができる。</u>	
<u>8 第2項の規定にかかわらず、内容変更等通知期限の翌日以降であっても、被保険者が日本貿易保険の承認を得た上で、第1項に規定する通知を行った場合は、日本貿易保険は、保険契約変更効力発生日をもって、保険契約を変更する。ただし、内容変更等通知期限の翌日以降、第1項に規定する通知を日本貿易保険が受理した日の前日までの期間に生じた損失及び当該期間に発生した第2条各号のいずれかに該当する事由によって生じた損失については、日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</u>		
第17条の2 (略)	第17条の2 (略)	
第5章 保険料 (保険料の納付等) 第18条 保険契約者は、保険契約を締結した場合又は重大な内容変更等を行った場合であって保険料を納付すべき場合その他保険契約者が保険料を納付すべき場合においては、日本貿易保険が指定する日までに貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034。以下「保険料率等規程」という。）に従って日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を日本貿易保険に納付しなければならない。	第5章 保険料 (保険料の納付等) 第18条 保険契約者は、保険契約を締結した場合又は重大な内容変更を行った場合であって保険料を納付すべき場合その他保険契約者が保険料を納付すべき場合においては、日本貿易保険が指定する日までに貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034。以下「保険料率等規程」という。）に従って日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を日本貿易保険に納付しなければならない。	
2 保険契約者が日本貿易保険の指定する日又は第6項の規定に基づき保険料を支払うべき日までに前項に規定する保険料の全額を納付しなかったときは、保険契約者は、保険料及び当該保険料について日本貿易保険の指定する日又は第6項の規定に基づき保険料を支払うべき日の翌日から保険契約者の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。ただし、第4項の規定に基づき保険契約が解除された場合は、この限りで	2 保険契約者が日本貿易保険の指定する日までに前項に規定する保険料の全額を納付しなかったときは、保険契約者は、保険料及び当該保険料について日本貿易保険の指定する日の翌日から保険契約者の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。ただし、第4項の規定に基づき保険契約が解除された場合は、この限りでない。	

新	旧	備考
ない。		
3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、保険契約者が納付すべき保険料及び延滞金の全額に満たない額を納付した場合には、日本貿易保険は納付された金額を保険料、延滞金の順に充当する。	3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、保険契約者が納付すべき保険料及び延滞金の全額に満たない額を納付した場合には、日本貿易保険は納付された金額を保険料、延滞金の順に充当する。	
4 保険契約者が、日本貿易保険の指定する日又は第6項の規定に基づき保険料を支払うべき日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額又は延滞金の全額を納付しなかったときは、日本貿易保険は保険契約の全部又は一部を解除することができる。	4 保険契約者が、日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額又は延滞金の全額を納付しなかったときは、日本貿易保険は保険契約の全部又は一部を解除することができる。	
5 前項の規定による解除は、当該保険料又は延滞金が保険契約を締結した場合において納付すべきものであるときは保険契約の締結の日から、被保険者が第17条第1項に規定する通知を行った場合において納付すべきものであるときは保険契約変更効力発生日から効力を生ずる。	5 前項の規定による解除は、当該保険料又は延滞金が保険契約を締結した場合において納付すべきものであるときは保険契約の締結の日から、被保険者が <u>重大な内容変更</u> を行った場合において納付すべきものであるときは <u>当該重大な内容変更があった</u> 日から効力を生ずる。	
6 <u>保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があった場合には、第1項の規定にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要せずに、保険契約者は、日本貿易保険に対する第1項に定める保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。</u>		
(保険料の返還) 第19条 日本貿易保険は、保険料の納付が日本貿易保険の指定する日の翌日以後になされた場合であって日本貿易保険が前条第4項の規定に基づき保険契約を解除したとき又は日本貿易保険が同項の規定に基づき保険契約を解除した日以後に保険料が納付された場合は、当該納付に係る保険料を返還する。	(保険料の返還) 第19条 日本貿易保険は、保険料の納付が日本貿易保険の指定する日の翌日以後になされた場合であって日本貿易保険が前条第4項の規定に基づき保険契約を解除したとき又は日本貿易保険が同項の規定に基づき保険契約を解除した日以後に保険料が納付された場合は、当該納付に係る保険料を返還する。	
2 保険契約者が、第7条第3項に規定する保険契約の解除を通知したときであって、当該解除の通知の前に保険料が納付された場合は、日本貿易保険は、当該納付に係る保険料を返還する。	2 保険契約者が、第7条第3項に規定する保険契約の解除を通知したときであって、当該解除の通知の前に保険料が納付された場合は、日本貿易保険は、当該納付に係る保険料を返還する。	
3 被保険者が、合理的理由（ <u>内容変更等について第17条第1項に規定する通知を行った場合を除く。</u> ）により保険価額の減少又は	3 被保険者が、 <u>輸出契約の内容変更その他合理的理由</u> により保険価額の減少又は保険期間の短縮を申請し、日本貿易保険がこれを	

新	旧	備考
保険期間の短縮を申請し、日本貿易保険がこれを承認したときは、日本貿易保険がてん補すべき責めに任じなくなった部分に相当する保険料を返還する。ただし、保険料率等規程で定める場合を除く。	承認したときは、日本貿易保険がてん補すべき責めに任じなくなった部分に相当する保険料を返還する。ただし、保険料率等規程で定める場合を除く。	
4 <u>内容変更等について第17条第1項に規定する通知を行った場合又は前3項に定める場合を除き、保険契約の無効、失効若しくは解除の場合又は日本貿易保険が損失をてん補する責めに任じない場合においても、日本貿易保険は保険料を返還しない。ただし、保険料率等規程で定める場合は、保険料の全部又は一部を返還する。</u>	4 前3項に定める場合を除き、保険契約の無効、失効若しくは解除の場合又は日本貿易保険が損失をてん補する責めに任じない場合においても、日本貿易保険は保険料を返還しない。ただし、保険料率等規程で定める場合は、保険料の全部又は一部を返還する。	
第6章 保険金の支払 第20条 (略)	第6章 保険金の支払 第20条 (略)	
(保険金の請求) 第21条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者（以下「保険金請求人」という。）は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に <u>第26条第1項に規定する権利行使等の委任についての委任状（ただし、同項に規定する担保権者等が存在する場合には、当該担保権者等の同意が得られた場合に限る。）</u> 、損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。 <u>なお、第12条第2項又は第3項に規定する権利行使等の委任が保険金請求時においても有効である場合においては、本条に基づく委任状は提出されているものとみなす。</u>	(保険金の請求) 第21条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者（以下「保険金請求人」という。）は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。	
2 前項の請求は、第12条に定める損失等発生通知を行った日以降、決済期限から9月以内（第2条第11号の事由による損失がてん補される場合にあつては、決済期限から3月を経過した日以降、決済期限から9月以内）に行うものとする。ただし、日本貿易保険が、特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。	2 前項の請求は、第12条に定める損失等発生通知を行った日以降、決済期限から9月以内（第2条第11号の事由による損失がてん補される場合にあつては、決済期限から3月を経過した日以後、決済期限から9月以内）に行うものとする。ただし、日本貿易保険が、特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。	
3 保険金請求人が正当な理由なく前項に規定する期間内又は日本貿易保険が定めた猶予期間内に保険金の支払の請求を行わない場合には、日本貿易保険は、保険金を支払わない。	3 保険金請求人が正当な理由なく前項に規定する期間内又は日本貿易保険が定めた猶予期間内に保険金の支払の請求を行わない場合には、日本貿易保険は、保険金を支払わない。	
4 <u>保険金の支払を請求した者は</u> 、日本貿易保険がてん補責任の有無又はてん補額の決定のため必要と認める書類の提出を求めたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。	4 <u>被保険者又は保険金請求人は</u> 、日本貿易保険がてん補責任の有無又はてん補額の決定のため必要と認める書類の提出を求めたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。	

新	旧	備考
<u>5 保険金請求人は、第18条第1項及び第2項の規定にかかわらず、保険金の支払を請求するまでに、同条第1項及び第2項に規定する保険料及び延滞金の全部が支払われない限り、保険金の支払請求をすることが認められないものとする</u>		
(保険金請求権の消滅時効) 第22条 保険金請求権は、決済期限（第2条第11号の事由による損失がてん補される場合にあつては、決済期限から3月を経過した日）から2年を経過した場合、時効により消滅するものとする。	(保険金請求権の消滅時効) 第22条 保険金請求権は、決済期限（第2条第11号の事由による損失がてん補される場合にあつては、決済期限から3月を経過した日）から2年を経過した場合、時効により消滅するものとする。	
<u>2 前条第5項の規定は、前項に基づく消滅時効の成立を妨げない。</u>		
(保険金の支払) 第23条 日本貿易保険は、第21条第1項に定める手続による請求を受けた日から1月以内に保険金を支払う。ただし、調査のため特に時日を要するときは、この限りでない。	(保険金の支払) 第23条 日本貿易保険は、第21条第1項に定める手続による請求を受けた日から1月以内に保険金を支払う。ただし、調査のため特に時日を要するときは、この限りでない。	
<u>2 被保険者と輸出契約の相手方との間に保険契約の対象となる権利に係る紛争がある場合（当該権利の存在、有効性及び金額に疑義がある場合を含むが、これらに限らない。）、両当事者を拘束する仲裁判断、確定判決又は和解等により当該紛争が最終的に解決したことを証する資料が提出されるまでの間、日本貿易保険は保険金の支払を留保することができる。</u>		
第24条 (略)	第24条 (略)	
第7章 債権の回収 (保険代位) 第25条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、法第25条の規定に基づき、<u>保険契約者又は被保険者が、輸出契約の相手方、保証人等信用補完措置を行う者、その他の未回収額（次項に定めるものをいう。以下この項において同じ。）</u>に関し被保険者が行使しうる債権について支払責任又は賠償責任を負う者（以下「回収に係る権利行使等の相手方」という。）に対して有する未回収額及び決済期限の翌日から発生する延滞利息（保険金請求日までに回収した元本について生じた延滞利息を除く。）に係る権利を、<u>以下の割合で取得する（以下、当該権利につき本条に基づいて日本貿易保険が取得する割合を「代位比率」といい、当該権利のうち、代位比率に基づき日本貿易保険が取得する権利を「代位債権」</u>	第7章 債権の回収 (保険代位) 第25条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、法第25条の規定に基づき<u>保険金の支払の時に被保険者の有していた代金に係る債権（以下「代金債権」という。）を、支払った保険金額の第3条に規定する残額（同条第2号の規定に従い第13条第1項又は第2項の義務の履行のために要した又は要すべき費用として控除した額を除く。）に対する割合（以下「代位比率」という。）をもって取得する。</u>	

新	旧	備考
という。）。 <u>(支払保険金額－第3条第1号において控除される費用の額×第4条に定める割合)／(第3条の損失額－同条第1号において控除される費用の額)</u>		
2 前項に規定する未回収額とは、輸出契約に係る第2条各号のいずれかに該当する事由により被保険者が決済期限までに回収することができない代金の額であって、第21条に基づく保険金の支払の請求時において回収できていない金額（延滞利息を除く。）をいう。	2 被保険者は、前項に規定する日本貿易保険の保険代位を輸出契約の相手方の住所地法において当該相手方その他の第三者に対抗することができるために必要な手続を行うことを日本貿易保険が指示したときは、これに従わなければならない。	
<u>(回収の主体)</u> 第26条 日本貿易保険に対し保険金の支払の請求を行う場合には、被保険者は、日本貿易保険に対し、輸出契約（無付保部分を含む。）に係る権利について、権利行使等の委任を行わなければならない（ただし、無付保部分に係る権利について被保険者の他に、質権者、譲渡担保権者その他の権利者（以下「担保権者等」という。）が存在する場合には、担保権者等の同意を得るよう努めるものとし、当該同意を得られた場合に限り当該委任を行わなければならない。）。ただし、日本貿易保険が、被保険者に対し、権利の全部又は一部につき、権利行使等の委任が不要であると指示した場合は、この限りでない。		
2 権利行使等の委任の対象となる権利について、担保権者等が存在する場合には、被保険者は、当該担保権者等より日本貿易保険への権利行使等の委任について事前の書面による承諾を得ることその他の日本貿易保険が適法かつ有効に前項の権利行使等を行うために必要な一切の手続を行うよう努める。		
3 輸出契約に係る権利のうち保険金支払後の代位債権は、権利行使等の委任の有無にかかわらず、第25条の定めに従い、日本貿易保険が取得する。		
4 日本貿易保険は、代位債権又は第1項に基づき権利行使等の委任を受けた権利（以下「代位債権等」という。）につき、第25条に基づく代位後又は権利行使等の委任がなされた後は、自己又は被保険者のために、代金、延滞利息、損害賠償金又は違約金その他これらに類する金銭について権利行使等をするものとし、回収		

新	旧	備考
<u>するために必要と認めた手段（法的手続の履践を含むが、これに限らない。）を被保険者の名義で実行することができる。</u>		
<u>5 日本貿易保険が必要と認める場合には、被保険者に対し、代位債権等の全部又は一部につき権利行使等をすることを指示することができる。</u>		
<u>6 被保険者は、前項の規定に基づいて日本貿易保険が指示した場合を除き、代位債権等については、第25条に基づく代位後又は権利行使等の委任後、自らは一切の権利行使等を行わず、日本貿易保険が自らの判断に基づき輸出契約に係る債権の決済条件等について変更を加えること、又は国際約束に基づく債務救済措置その他のやむを得ない事由により当該債権を放棄することについて、同意し（ただし、担保権者等の同意が必要である場合には、これを取得するよう努め、当該同意を取得できた場合に限る。）、当該権限を日本貿易保険に付与する。</u>		
<u>7 日本貿易保険は、代位債権等の回収を第三者に委任することができる。</u>		
<u>8 日本貿易保険は、理由の如何を問わずいつでも、権利行使等の委任の全部又は一部を解除することができる。なお、本項に基づく委任の解除に関して被保険者その他の第三者に損害等が生じたときであっても、日本貿易保険は被保険者その他の第三者に対して一切の責任を負わない。</u>		
<u>9 被保険者は、代位債権等につき、未回収額（第25条第2項に定める未回収額をいう。）について、保険金請求後に回収した金額（代金、延滞利息、損害賠償金又は違約金その他これらに類する金銭、てん補危険の発生に起因して回収した損失補填を目的とする補償金等を含む。以下「回収金」という。）の配分方法その他手続的な事項について、共通運用規程に従わなければならない。</u>		
<u>（回収に関する義務）</u> <u>第27条 被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して、前条第5項に基づき、次の各号のいずれかの全部又は一部を指示した場合、当該指示に従わなければならない。</u> <u>一 回収に係る権利行使等の相手方との交渉</u> <u>二 回収に係る法的手続</u>		

新	旧	備考
<u>三 日本貿易保険が被保険者の名義で代位債権等を回収するために必要な協力（日本貿易保険から委任を受けた第三者が行う回収に必要な書類を提出すること及び日本貿易保険の保険代位を輸出契約の相手方の住所地法において当該相手方その他の第三者に対抗するために必要な手続きを行うことを含む。）</u> <u>四 前三号に掲げるもののほか、回収に当たって必要と認められる全ての措置</u>		
<u>2 被保険者が、前項に基づき代位債権等の全部又は一部について権利行使等をするにあたり、次の各号に定める事由を行う場合には、事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。</u> <u>一 代位債権等を第三者に譲渡すること</u> <u>二 弁護士又は回収業者（以下「弁護士等」という。）に権利行使等を委任すること</u> <u>三 代位債権等の決済条件等について変更を加えること</u> <u>四 代位債権等の全部又は一部を放棄すること</u> <u>五 その他日本貿易保険が指示すること</u>		
<u>3 被保険者は、第1項に規定する義務の履行の状況について、日本貿易保険に書面で報告しなければならない。</u>		
<u>4 被保険者は、第1項に規定する日本貿易保険による指示の有無にかかわらず、回収に係る権利行使等の相手方の財産に係る法的手続があったこと又は既に行われている法的手続に変化が生じたことを知ったときは、日本貿易保険に遅滞なく報告しなければならない。</u>		
<u>（回収金納付義務）</u> <u>第28条 被保険者は、回収金があったときは、次条に基づき日本貿易保険が取得する金額を日本貿易保険に納付する義務を負う。</u>		
<u>2 被保険者は、前項に基づき、回収のあった日（回収のあった日が保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日）から1月以内にその旨を日本貿易保険に通知し、次条に規定する金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。</u>		
<u>3 保険金の支払の請求がなされた後において、代金回収不能貨物を輸出契約の相手方に引き渡したときは、輸出契約に基づく当該貨物</u>		

新	旧	備考
<u>に係る代金の全額を回収したものとみなす。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。</u>		
<u>4 前項の場合には、被保険者は、引き渡した日（引き渡した日が保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日）から1月以内にその旨を日本貿易保険に通知し、次条に規定する金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。</u>		
<u>（回収金の配分及び回収費用の負担）</u> <u>第29条 代位債権等について回収した金額又は当該回収に要した費用のうち、無付保部分に係る金額及び費用がある場合は、被保険者が無付保部分に相当する金額及び費用を取得又は負担する。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合には、この限りでない。</u>		
<u>2 日本貿易保険は、回収金に代位比率を乗じた金額を、支払った保険金額及び同金額について回収に係る権利行使等の相手方に請求できる延滞利息の額を上限として取得し、残額を被保険者が取得する。</u>		
<u>3 日本貿易保険は、輸出契約に係る次の費用（ただし、当該費用が無付保部分に係る未回収の金額の回収のために要した費用にも該当する場合、日本貿易保険が別に定める方法により按分して算定した費用をいう。以下「回収費用」という。）に代位比率を乗じた金額を負担し、残額を被保険者が負担する。</u> <u>一 第13条第1項に定める期間において、日本貿易保険が事前に認めた場合であって、被保険者が弁護士等に回収を委任すること又は回収のための法的手段をとることに要した費用</u> <u>二 第12条第2項若しくは第3項又は第26条第1項に基づく権利行使等の委任後（保険金支払までに当該権利行使等の委任が行われない場合は保険金支払後）の回収に要した費用</u> <u>三 代金回収不能貨物の処分に要した費用</u>		
<u>4 前項の規定にかかわらず、第31条に基づき回収を終了するにあたり、回収費用の総額が回収金の総額を超過する場合、日本貿易保険は、超過した回収費用を負担するものとし、当該費用のうち、被保険者が支払った金額について、日本貿易保険は被保険者に支払う。</u>		

新	旧	備考
<u>5 前2項の規定にかかわらず、代金回収不能貨物を処分した場合、被保険者は、当該貨物を処分することにより取得した金額を超過した貨物の処分に係る回収費用を負担するものとし、当該費用のうち、日本貿易保険が支払った金額について、被保険者は日本貿易保険に支払う。</u>		
<u>6 第2条の規定に基づき日本貿易保険がてん補する責めに任ずる事由による損失と認められない場合、保険契約が無効の場合、又は免責、保険金返還若しくは保険契約の解除の事由に該当して保険金の全部又は一部が返還される場合、第1項から第5項までの規定にかかわらず、返還される保険金相当分の回収費用は被保険者がこれを負担するものとし、当該費用のうち、日本貿易保険が負担した金額について、被保険者は日本貿易保険に支払う。</u>		
	(権利行使等委任) <u>第26条 被保険者は、保険金の支払を請求したときは、第12条第2項又は第3項の規定により日本貿易保険が権利行使の委任を受けている場合を除き、日本貿易保険に対し、代金債権に係る権利行使等の委任を申し込まなければならない。ただし、当該代金債権の行使を被保険者が自ら行うことにつき合理的理由があると日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。</u>	
	<u>2 日本貿易保険は、前項ただし書の規定により代金債権の行使を被保険者が自ら行うことを認めた場合において、その後当該代金債権に係る権利行使等の委任を受ける必要を認めたときは、当該被保険者から当該代金債権に係る権利行使等の委任を受けることを申し込むことができる。この場合において、被保険者は、合理的理由があるときを除き、当該申込みに応じなければならない。</u>	
	<u>3 被保険者は、前条第2項による義務を履行したときは、被保険者が有している保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行わなければならない。</u>	
	<u>4 被保険者は、前3項の規定による権利行使等の委任（以下「権利行使等委任」という。）に当たっては、日本貿易保険が自らの判断に基づき当該代金債権に係る決済条件等について変更を加えること又は日本貿易保険が経済合理的であると認める理由により当該代金債権を放棄することについて同意し、当該権限を日本貿</u>	

新	旧	備考
	<u>易保険に付与するものとする。</u>	
	<u>5 被保険者は、権利行使等委任後、日本貿易保険が特に指示した場合を除き、当該代金債権に係る権利を行使してはならない。</u>	
	<u>6 日本貿易保険は、権利行使等委任を受けた後、当該代金債権の権利行使等の権限をさらに第三者（以下「回収業者」という。）に委任することができる。</u>	
	<u>7 被保険者は、権利行使等委任後、日本貿易保険の指示があった場合は、日本貿易保険又は回収業者が行う回収に協力しなければならない。</u>	
	<u>8 日本貿易保険は、理由の如何を問わずいつでも、権利行使等委任を解除することができる。この場合において、被保険者の責めに帰すべき事由により当該代金債権の全部又は一部が弁済されなかった場合には、被保険者は、日本貿易保険の請求に応じ、回収金の有無にかかわらず、日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険又は回収業者が回収のために要した費用を支払うとともに、第28条第2項の規定に基づき当該代金債権の回収に努めなければならない。</u>	
	<u>9 被保険者から権利行使等委任の解除の申込みを受け、日本貿易保険が当該解除に合理的理由があると認める場合には、日本貿易保険は、当該権利行使等委任を解除することができる。この場合において、被保険者は、日本貿易保険の請求に応じ、回収金の有無にかかわらず、日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険又は回収業者が回収のために要した費用を支払うとともに、第28条第2項の規定に基づき当該代金債権の回収に努めなければならない。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。</u>	
	<u>10 日本貿易保険は、前2項の規定により権利行使等委任を解除した場合、当該解除に起因して生じた一切の損害又は損失について賠償する責めを負わない。</u>	
	<u>11 日本貿易保険は、権利行使等委任の内容に関して影響を及ぼす事情の変更があったときは、被保険者に対して権利行使等委任の内容の変更を申し込むことができる。この場合において、被保険者は、正当な事由がない限り、当該申込みに応じなければならない。</u>	

新	旧	備考
	い。	
	<u>(権利行使等委任を受けた場合における回収金の配分等)</u> 第27条 被保険者は、権利行使等委任後、日本貿易保険又は回収業者が回収のために要した費用について、当該費用又はその回収した金額のうちいずれか少ない金額から同金額に代位比率を乗じて得た金額を控除した金額を限度として負担しなければならない。	
	2 日本貿易保険は、権利行使等委任を受けた後、当該代金債権について回収した金額があるときは、遅滞なく、その旨を被保険者に通知し、次の式により算出した額を被保険者に配分する。 $(\text{回収金額} - A) \times (1 - \text{代位比率})$ Aは、日本貿易保険又は回収業者が回収のために要した費用又は回収した金額のいずれか少ない金額	
	3 被保険者は、権利行使等委任後に当該代金債権の弁済を自ら受けたときは、当該弁済を受けた日から1月以内にその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、当該弁済額の全額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。この場合において、日本貿易保険は、当該納付額を前項に規定する回収した金額とみなし、同項の規定による被保険者への配分を行う。	
	4 権利行使等委任後において、被保険者が輸出契約に基づいてその代金を回収することができなくなった貨物（以下「代金回収不能貨物」という。）を輸出契約の相手方に引き渡したときは、日本貿易保険が特に認めた場合を除き、当該代金回収不能貨物に係る代金の全額の弁済を受けたものとみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該弁済額の全額」とあるのは、「当該代金回収不能貨物の代金の額の全額」と読み替える。	
(違約金等) 第30条 被保険者は、第28条第2項又は第4項に該当する場合において、<u>各項に規定する期間内に当該各項の通知をすることを怠ったとき、当該各項の規定により納付すべき金額（以下「回収納付金額」という。）について回収のあった日（回収のあった日が、保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日）の翌日から当該通知をした日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した違約金を、日本貿易保険の指定する日までに日</u>	5 第3項の場合（前項の規定により第3項の規定を適用する場合を含む。次項において同じ。）において、被保険者が同項に規定する期間内に同項に規定する通知を怠った場合には、同項の規定により納付すべき金額（以下「直接弁済納付金額」という。）について当該弁済を受けた日（当該弁済を受けた日が、保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日）の翌日から当該通知をした日までの日数に応じて年10.95%の割合で	

新	旧	備考
本貿易保険に納付しなければならない。	計算した違約金を、日本貿易保険の請求に従い日本貿易保険に納付しなければならない。	
<u>2 被保険者は、第28条第2項若しくは第4項又は前項に該当する場合において、各項の規定に基づき日本貿易保険に納付すべき金額を日本貿易保険の指定する日までに納付しなかったときは、当該金額及び当該金額について日本貿易保険の指定する日の翌日から納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を、日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。</u>	<u>6 第3項の場合において、被保険者が日本貿易保険の指定した日までに同項に規定する納付を怠った場合には、当該納付金額及び当該納付金額について当該指定した日の翌日から納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を、日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。</u>	
<u>3 前2項の規定により違約金及び延滞金を納付すべき場合において、被保険者が当該納付金額、違約金及び延滞金の全額に満たない額を納付した場合には、日本貿易保険は納付された金額を当該納付金額、違約金、延滞金の順に充当する。</u>	<u>7 前2項の規定により違約金及び延滞金を納付すべき場合において、被保険者が当該納付金額、違約金及び延滞金の全額に満たない額を納付した場合には、日本貿易保険は納付された金額を当該納付金額、違約金、延滞金の順に充当する。</u>	
(回収行為の終了) <u>第31条 日本貿易保険は、代位債権等について回収が困難であると判断したときは、第12条第2項若しくは第3項又は第26条第1項に基づく被保険者による権利行使等の委任を解除し、回収を終了することができる。</u>		
<u>2 前項に基づき権利行使等の委任が解除された場合において、日本貿易保険が第26条第5項に基づき被保険者に対し既に指示を出している場合は、当該指示も将来に向かって効力を失うものとし、第27条第1項から第3項までの義務は、以後これを免れる。</u>		
<u>3 被保険者は、第27条第4項及び第28条の義務については、代位債権の全部について回収されるまでの間、これを負う。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。</u>		
	(回収金の納付) <u>第28条 被保険者が第26条第1項ただし書の規定により代金債権の行使を自ら行うときは、前2条の規定にかかわらず、本条の規定を適用する。</u>	
	<u>2 被保険者は、保険金の支払を請求した後においても、自己又は日本貿易保険のために代金債権の回収に努めなければならない。ただし、当該回収に係る権利の行使の相手方についての破産手続開始の決定がなされたことその他やむをえない事由により当該回収に係る権利を行使することが困難であることについて日本貿易</u>	

新	旧	備考
	<u>保険の認定を受けたときは、この限りでない。</u>	
	<u>3 被保険者は、前項の規定による義務の履行の状況について、日本貿易保険に書面で報告しなければならない。ただし、前項ただし書の規定により日本貿易保険の認定を受けたときは、この限りでない。</u>	
	<u>4 日本貿易保険は、第2項の規定による義務の履行のために被保険者が要した費用を、当該費用又はその回収した金額のうちいずれか少ない金額に代位比率を乗じて得た金額を限度として負担する。ただし、日本貿易保険が必要と認めたときは、その限度を超えて負担することがある。</u>	
	<u>5 被保険者は、保険金の支払を請求した後、代金回収不能貨物を処分することにより回収した金額があるときは、回収した日（回収した日が保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日。次項において同じ。）から1月以内にその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、日本貿易保険が次の式により算定した金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。</u> $\frac{\text{（転売額－A）} \times \text{代位比率}}{\text{Aは、代金回収不能貨物の処分に要した費用又は回収した金額のいずれか少ない金額}}$	
	<u>6 被保険者は、保険金の支払を請求した後、前項に規定する場合のほか、回収した金額があるときは、回収した日から1月以内にその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、日本貿易保険が次の式により算定した金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。</u> $\frac{\text{（回収金額－A）} \times \text{代位比率}}{\text{Aは、第2項による義務の履行のために要した費用又は回収した金額のいずれか少ない金額}}$	
	<u>7 被保険者は、保険金の支払を請求した後、代金回収不能貨物を輸出契約の相手方に引き渡したときは、日本貿易保険が特に認めた場合を除き、当該代金回収不能貨物に係る代金の全額を回収したものとみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「回収金額」とあるのは、「当該代金回収不能貨物の代金の</u>	

新	旧	備考
	<u>額」と読み替える。</u>	
	<u>8 被保険者が第5項及び第6項に規定する通知又は納付を怠った場合については、前条第5項から第7項までの規定を準用する。</u>	
第8章 雑則 (換算率) 第32条 この約款において、外貨を邦貨に、邦貨を外貨に、又は一の外貨を他の外貨に換算する場合に適用する外国為替相場は、次の各号のとおりとする。 一 外貨を邦貨に換算する場合にあつては、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。以下同じ。）が提示する対顧客直物電信買相場の始値（日本貿易保険が認めたものをいう。以下同じ。） 二 邦貨を外貨に換算する場合にあつては、銀行が提示する対顧客直物電信売相場の始値 三 一の外貨を他の外貨に換算する場合にあつては、銀行が提示する当該外貨間の換算率の始値	第8章 雑則 (換算率) 第29条 この約款において、外貨を邦貨に、邦貨を外貨に、又は一の外貨を他の外貨に換算する場合に適用する外国為替相場は、次の各号のとおりとする。 一 外貨を邦貨に換算する場合にあつては、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。以下同じ。）が提示する対顧客直物電信買相場の始値（日本貿易保険が認めたものをいう。以下同じ。） 二 邦貨を外貨に換算する場合にあつては、銀行が提示する対顧客直物電信売相場の始値 三 一の外貨を他の外貨に換算する場合にあつては、銀行が提示する当該外貨間の換算率の始値	
2 代金の額が外貨建てのときは、保険価額、第3条の損失額及び第4条のてん補責任額は、次の各号に掲げる日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算するものとする。ただし、日本貿易保険が別に定めた場合は、この限りでない（以下第3項から第5項までの各項において同じ。）。 一 保険価額にあつては、輸出契約の締結の日（保険契約の締結後に代金の額が増額変更された場合の当該増額部分に係る保険価額又は代金が邦貨建てから外貨建てに変更された場合若しくは外貨建てから他の外貨建てに変更された場合の保険価額は、当該輸出契約が変更された日（以下、この項において同じ。）） 二 第3条の損失額及び第4条のてん補責任額にあつては、輸出契約の締結の日又は代金の決済期限のいずれか円高（輸出契約に表示された外貨の本邦における邦貨をもって表示される外国為替相場が低落した場合をいう。）の日	2 代金の額が外貨建てのときは、保険価額、第3条の損失額及び第4条のてん補責任額は、次の各号に掲げる日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算するものとする。ただし、日本貿易保険が別に定めた場合は、この限りでない（以下第3項から第5項までの各項において同じ。）。 一 保険価額にあつては、輸出契約の締結の日（保険契約の締結後に代金の額が増額変更された場合の当該増額部分に係る保険価額又は代金が邦貨建てから外貨建てに変更された場合若しくは外貨建てから他の外貨建てに変更された場合の保険価額は、当該輸出契約が変更された日（以下、この項において同じ。）） 二 第3条の損失額及び第4条のてん補責任額にあつては、輸出契約の締結の日又は代金の決済期限のいずれか円高（輸出契約に表示された外貨の本邦における邦貨をもって表示される外国為替相場が低落した場合をいう。）の日	
3 第3条各号の金額が輸出契約に表示された通貨（邦貨の場合を含む。以下「表示通貨」という。）と異なる通貨建てのときは、当該金額は、その額が確定した日における第1項各号のいずれか	3 第3条各号の金額が輸出契約に表示された通貨（邦貨の場合を含む。以下「表示通貨」という。）と異なる通貨建てのときは、当該金額は、その額が確定した日における第1項各号のいずれか	

新	旧	備考
の外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。ただし、同条第1号に規定する費用について、当該費用に係る通貨を表示通貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率を適用し、<u>表示通貨以外の通貨で買い取って支払った場合、当該通貨はその額が確定した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。</u>	の外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。ただし、同条第1号に規定する費用について、当該費用に係る通貨を表示通貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率を適用する。	
4 第28条第2項の規定に基づき回収した金額を納付する場合において、回収した金額が表示通貨と異なる通貨建てのときは、当該金額は、回収を確認した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。<u>ただし、回収した金額に係る通貨を表示通貨で買い取る場合は、当該買取に使用する換算率を適用し、表示通貨以外の通貨で買い取る場合、当該通貨はその額が確定した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。</u>	4 第28条第5項又は第6項の規定に基づき回収した金額を納付する場合において、回収した金額が表示通貨と異なる通貨建てのときは、当該金額は、回収を確認した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。	
5 第29条第3項又は第4項に規定する日本貿易保険の負担する費用は、当該費用が外貨建てのときは、当該費用は、その額が確定した日における第1項第1号の外国為替相場により邦貨に換算するものとする。ただし、当該費用について、当該費用に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率を適用し、<u>邦貨以外の通貨で買い取って支払った場合は、当該通貨はその額が確定した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により邦貨に換算するものとする。</u>	5 第13条第4項又は第28条第4項に規定する日本貿易保険の負担する費用は、<u>次の各号の規定により換算する。</u> <u>一 第28条第5項又は第6項の規定に基づき日本貿易保険の負担する費用を回収した金額から除く場合において、当該費用が表示通貨と異なる通貨建てのときは、当該費用は、その額が確定した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。ただし、当該費用について、当該費用に係る通貨を表示通貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率を適用する。</u> <u>二 第3条第1号又は第28条第5項若しくは第6項の規定によらない方法で日本貿易保険の負担する費用を請求する場合において、当該費用が外貨建てのときは、当該費用は、その額が確定した日における第1項第1号の外国為替相場により邦貨に換算するものとする。ただし、当該費用について、当該費用に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率を適用する。</u>	
6 第2項から第5項において定める日に第1項各号の外国為替相場がない場合は、その日の直前の第1項各号の外国為替相場のある日における当該外国為替相場を適用する。	6 第2項から第5項において定める日に第1項各号の外国為替相場がない場合は、その日の直前の第1項各号の外国為替相場のある日における当該外国為替相場を適用する。	

新	旧	備考
7 第1項各号の外国為替相場が提示されていない外貨の場合には、他の通貨を媒体とした換算率を適用する。	7 第1項各号の外国為替相場が提示されていない外貨の場合には、他の通貨を媒体とした換算率を適用する。	
8 日本貿易保険が特に認めた場合には、第2項から第7項までの規定にかかわらず、日本貿易保険の指定した換算率を適用する。	8 日本貿易保険が特に認めた場合には、第2項から第7項までの規定にかかわらず、日本貿易保険の指定した換算率を適用する。	
第33条 (略)	第30条 (略)	
(保険金支払後の債権譲渡) 第34条 保険金支払日以後において、被保険者は、代金債権のうち被保険者が有している部分を譲渡しようとするときは、譲受予定者と連名で事前に日本貿易保険の承認を受けなければならない。 <u>ただし、譲渡が日本貿易保険の指示による場合は、この限りでない。</u>	(保険金支払後の債権譲渡) 第31条 保険金支払日以後において、被保険者は、代金債権のうち被保険者が有している部分を譲渡しようとするときは、譲受予定者と連名で事前に日本貿易保険の承認を受けなければならない。	
2 日本貿易保険は、前項の承認に当たっては、条件を付けることができる。	2 日本貿易保険は、前項の承認に当たっては、条件を付けることができる。	
第35条 (略)	第32条 (略)	
第36条 (略)	第33条 (略)	
第37条 (略) <u>附 則</u> <u>この改正は、平成26年10月1日から施行する。</u>	第34条 (略)	